

# 虐待防止委員会規定

令和6年4月1日改定

介護老人保健施設シェーンハイムやはば

## 1. 総則

介護老人保健施設シェーンハイムやはば（以下「当施設」という）は、平成18年4月1日施行された高齢者虐待防止法（第2条1項）に基づき、高齢者（65歳以上）が身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれる事が決してないよう適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、虐待防止に関する対策規定を定めるものである。（施設入所中または通所利用の利用者は65歳以下でも高齢者と同じ対応とする）

## 2. 職員の責務

当施設の職員は、虐待に関する知識を持ち、日常的なケアにおいて虐待発生の予防について常に注意しなければならない。

虐待につながる職員の言動を認めた際は、速やかに上司に報告する。

（養護者による高齢者虐待とは：高齢者を現に養護するものであって養護施設従事者以外のものとされている。例）家族、親族、同居人等が該当）

虐待とは、大きく5つの項目に分かれる。（下記参照）

身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加える事。

介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠る事。

心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせる事。わいせつな文章、写真等を強制的に見せること等。

経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分する事。

その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得る事。

# 虐待防止委員会規定

## 3. 虐待防止委員の決定

### (1)虐待防止委員の定義

施設長は、虐待の発生防止に必要な知識及び技能を有する者として、(身体拘束廃止委員兼任)虐待防止委員(以下「担当者」と略す)を当施設内の虐待防止を担当させる。なお、担当者は看護・介護・介護従事者以外等、他の業務との兼務を可とする。

### (2)虐待防止委員の職務

虐待防止委員は、虐待防止検討委員会に出席し、虐待防止に関する教育、助言、指導を行う。

## 4. 虐待防止委員会の設置

### (1)目的

当施設内の虐待防止を効果的に推進するために、当施設に「虐待防止委員会」を設置する。

### (2)虐待防止委員の構成

虐待防止委員は、次に掲げる者で構成する。(身体拘束廃止委員と兼任とする)

- ア 施設長(委員長を務めるものとする)
- イ 身体拘束廃止委員長が兼任(副委員長を務めるものとする)
- ウ 事務長
- エ 看護師長
- オ 介護マネージャー
- カ 介護支援専門員(リスクマネージャー)
- キ 支援相談員
- ク リハビリ主任
- ケ 主任看護師
- コ 主任介護士(各エリア、デイケア)
- サ 管理栄養士(栄養部門責任者)
- シ その他施設長が必要と認める者

### (3)虐待防止委員会の開催

虐待防止委員は、虐待防止委員会を定例開催。(毎月第3火曜日)  
問題発生時は委員長の召集により、随時次に掲げる事項について審議する。

- ア 施設内における虐待防止体制の確立に関する事
- イ 虐待防止に関する情報の収集に関する事
- ウ 施設内で報告のあった虐待事例(疑いも含む)について検討する。

# 虐待防止委員会規定

- エ 虐待防止のためのマニュアル類の整備に関すること
- オ 職員を対象とした虐待防止に関する研修を年2回実施に関すること
- カ その他、当施設内での虐待防止のために必要な事項に関すること

## 5. 虐待防止の手順

### (1)虐待防止の実践

施設職員等は、別に定めるマニュアルにしたがって、日常的なケアにおいて虐待防止の実践に努めなくてはならない。

### (2)虐待防止の評価

虐待防止委員は、各エリア、デイケアにおいて虐待防止の実践が行われているかを、随時評価しなければならない。

例) 利用者への言動、対応について。

虐待防止としてのストレスチェック表の作成について。

施設職員（養護者）からの虐待行為が疑われる事例の有無

## 6. 虐待防止に関する研修

あらかじめ虐待防止委員会において作成された研修計画にしたがい、主に看護・介護職員を対象とした虐待対策に関する施設内・外の職員研修会を、定期的かつ継続的に実施する。

## 7. 外部専門家の活用

施設長は、施設外の専門家に依頼し、職員が、虐待防止についての相談、研修、指導等を積極的に受けることが出来る体制を整備するように努める。

## 8. その他

### (1)記録の保管

虐待防止委員会の審議内容等、施設内における虐待防止に関する諸記録は5年間保管する。

### (2)指針等の見直し

本指針及び虐待防止に関するマニュアル類等は、虐待防止委員会（身体拘束廃止委員会）において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

## 虐待防止委員会規定

(3)通報者や報告者を守らなければならない。介護事業所の職員（通報者）は、通報したことによって刑法の秘密漏示罪の規定や、その他守秘義務に関する法律（社会福祉士及び介護福祉士法第 50 条等）によって罰せられることはありません（高齢者虐待防止法第 21 条 6 項）。

また、通報したことによって解雇その他不利益な扱いを受けないことを明記（高齢者虐待防止法第 21 条 7 項）

虐待事例について報告を受けたものは、通報者を特定する情報を漏らしてはいけない。施設の職員が勤務先の虐待を相談した場合、施設に対してそれを誰であるか明かしてはならない。

(4)虐待もしくは虐待が疑われる事案について。（法人虐待事例対策委員会）

虐待もしくは虐待が疑われる事例が発生した施設責任者（シェーンハイムやはば、シェーンハイムしわ、シェーンハイムやはば居宅介護支援事業所、元気アップ教室）は速やかに爽生会事務局へ報告を行う。